

重要

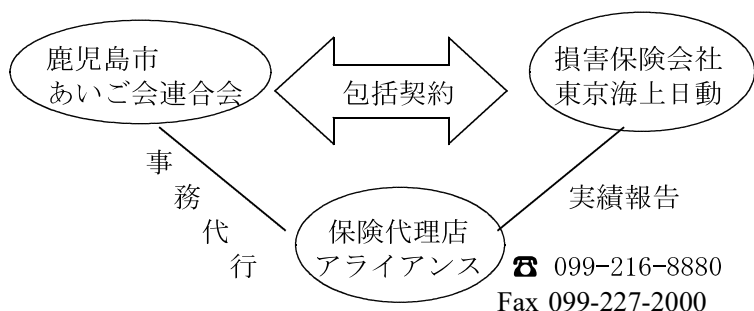
あいご会連合会「安全保険」を円滑に進めるために（確認事項）

鹿児島市あいご会連合会

(安保217)

制度のしくみと特色

この保険は、あいご会連合会として一括加入する保険です



※ 案内等ホームページ <https://aigo-kagoshima.org>
(www.alliance-k.com) で

- この保険は個々人の保険契約からあいご会連合会が一括して保険会社と締結を結ぶという包括的な保険制度であるということが特色です。
- つまり、あいご会連合会の加入者総数により、保険料と補償内容が特定されます。
- 下記の分担金と補償内容は、加入者総数を5万人と想定して算出したものです。

分担金とは保険料に制度維持費を加えた金額です。制度維持費とは、この保険制度業務に対する事務手数料のことです。

分担金

年間 **110円**（一人）
（保険料＋制度維持費）

補償内容

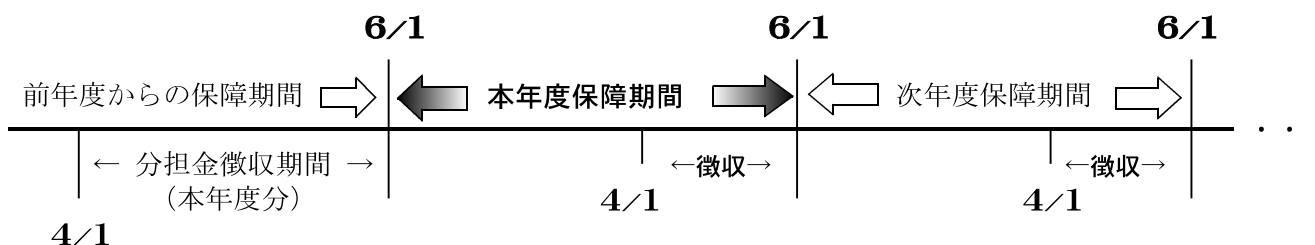
〈前年度状況により補償額は変更する〉

- 死亡・後遺障害 **300万円**
- 入院 **3,000円**
 - ・ 1回の入院の限度日数 **60日**
 - ・ 手術は所定の手術倍率により10倍、20倍、40倍を補償
- 通院 1日 **2,000円**
 - ・ 180日以内の90日が限度

- この保険は傷害事故だけに適用します。賠償を伴う事故については市民奉仕活動賠償保険が適用される場合があります。

- 各校区では少なくとも昨年度並みの加入者数を確保していただくことが肝要です。
仮に、想定数より下回ることになると、保険料や補償内容に影響が出てくるからです。
- 保障期間の基本サイクルは下記のとおりで。

保障期間（基本サイクル）



※ 分担金徴収のための期間（4月1日から6月1日）を考慮して、保障期間としての基本サイクルを毎年6月1日から翌年の6月1日までとする。新1年生は、4月1日付けの加入とみなします。

※ 単位あいご会及び校区あいご会は、分担金徴収期間に加入者を募り分担金を徴収して、指定された口座に振込手数料を引いた金額を振り込む。（単位あいご会及び校区により、徴収方法に違いあり。）
＜遅くても**5月25日までには手続きを完了**してください。＞

「安全保険」の 事務作業について

(安保218)

加入手続き

単位あいご会

- ② 加入者名簿を作成する（様式1） ← -----
 <名簿は単位あいご会でも保管しておく>
- ③ 加入者名簿（様式1）と総括表（様式2-1）
 及び保険分担金を校区あいご会に提出する ----- →
 <提出締め切り **5月15日までに**>

※ 行事の往復途上での事故については、その
 行事のみの参加者名簿の提出が求められます。

校区あいご会

- ① 加入者名簿（様式1）と単位用総括表
 （様式2-1）を単位あいご会に渡す。
- ④ 校区用総括表（様式2-2）を作成して
 代理店（アライアンス社）にファックスまたは
 メール で送信する。
 <加入者名簿は校区で一括保管しておく>
- ⑤ 分担金を指定された口座に振り込む。
 <提出締め切り **5月20日までに**>

↓
<最重要ポイント> 5月31日までに、全校区の分担金が納入されないと保険は発効しません。

実績報告

単位あいご会

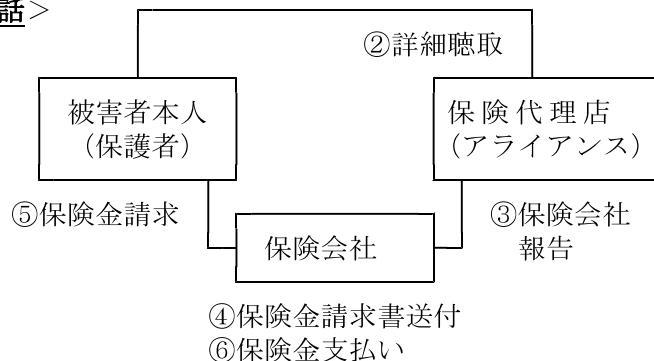
- ② 年間行事・活動（予定・実績）書を ← -----
 作成する（様式3）
- ③ 年間行事・活動（予定・実績）書を ----- →
 校区あいご会に2部提出する。
 <提出締め切り>
 ・ 予定書 5月末日までに
 ・ 実績書 3月3日までに

校区あいご会

- ① 年間行事・活動（予定・実績）書（様式3）
 を単位あいご会に渡す。
- ④ 年間行事・活動（予定・実績）書を取りま
 とめてあいご会連合会にファックスまたは
 使送便で送付する。
 <提出締め切り>
 ・ 予定書 6月10日までに
 ・ 実績書 3月10日までに

事故報告と保険金請求

①事故報告<あいご会コーディネーターがアライアンスへ
 電話>



保険金請求に関する事故については、基本的
 には本人と保険代理店及び保険会社で事務処理
 するが、校区の担当者が全く関わらないとい
 うことはありません。

**<注> あいご会連合会の見舞金手続きについては
 これまでどおりです。**

被害者 → 校区担当者 → あいご会連合会
 ・ 事故報告書
 ・ 見舞金支給申請書
 ・ 治療証明書
 ・ 振込先記入用紙

※ 補償対象外行事もあります。